

汚染土壌処理施設設置等事前協議書

令和6年 〇月 〇日

千葉県知事 熊谷俊人 様

協議者
 千葉県君津市怒田字花立643番地1
 新井総合施設株式会社
 代表取締役 新井 隆太

千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第5条第1項の規定により、汚染土壌処理施設の設置等をしたいので、関係書類及び図面を添えて協議します。

事前協議書の名称	新井総合施設株式会社による埋立処理施設の処理能力の変更に係る事前協議書 (R6-01)			
協議者の事務所の所在地	千葉県君津市怒田字花立643番地1			
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	新井総合施設君津環境整備センター			
汚染土壌処理施設の設置の場所	千葉県君津市怒田字花立及び字広野並びに坂畑字花立の各一部 (詳細は別紙「計画地等一覧表」参照)			
汚染土壌処理施設の種類の	埋立処理施設 (内陸埋立処理施設)			
汚染土壌処理施設の構造	遮水シート、水処理施設等			
汚染土壌処理施設の処理能力		現	増	計
	埋立面積	53,000㎡	73,300㎡	126,300㎡
	埋立容量	1,070,000㎥	2,109,270㎥	3,179,270㎥
		第1埋立地	第3埋立地 (3-2工区のみ)	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	第一種、第二種、第三種特定有害物質で、第二溶出基準値以下のもの			
汚染土壌の処理の方法	埋立処理施設 (内陸埋立処理施設)			
保管設備の場所及び容量	施設内に仮置き			
生活環境保全措置計画	生活環境影響調査書に示すとおり (3/4分冊)			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



別記第2号様式（第5条第2項第1号関係）

（第1面）

事業計画書

汚染土壌処理施設に係る事業場の敷地面積	事業場面積 525,400 m ²	
建築面積	—	
汚染土壌処理施設の立地環境		
特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準	法第22条第1項の許可を受けた事業場の敷地内	
周辺地域の生活環境の保全及び学校等の施設に対する配慮	(3/4分冊) 生活環境影響調査書 p3-100,101	
最も近い学校等の施設の名称及び当該施設までの距離	名称	福野自治会館
	距離	約1km
埋立処理施設に関する立地環境		
最も近い住宅等までの距離	約1km	
最も近い埋立処理施設の名称及び埋立処理施設相互間の距離	名称	大平興産(株)大塚山処分場
	距離	約15km
汚染土壌処理施設に係る事業場周辺の世帯数	50m以内： 0世帯 50m超100m以内： 0世帯 100m超200m以内： 0世帯 200m超300m以内： 0世帯 300m超500m以内： 0世帯 <hr/> 合計： 0世帯	

(第2面)

関係法令等との調整

自然公園法に規定する特別地域	有 ・ 無
千葉県自然環境保全条例に基づき知事が指定した特別地区	有 ・ 無
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特別保護地区	有 ・ 無
都市緑地法に規定する緑地保全地域	有 ・ 無
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地特別保全地区	有 ・ 無
都市計画法に規定する風致地区	有 ・ 無
森林法に規定する保安林及び保安林予定森林	有 ・ 無
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定する急傾斜地崩壊危険区域	有 ・ 無
砂防法に規定する砂防指定地	有 ・ 無
地すべり等防止法に規定する地すべり防止区域	有 ・ 無
海岸法に規定する海岸保全区域	有 ・ 無
河川法に規定する河川区域及び河川保全区域	有 ・ 無
自然公園法又は千葉県立自然公園条例に規定する普通地区園	有 ・ 無
自然環境保全法又は千葉県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域の普通地区	有 ・ 無
千葉県自然環境保全条例に規定する郷土環境保全地域又は緑地環境保全地域	有 ・ 無
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	有 ・ 無
首都圏近郊緑地保全法に規定する近郊緑地保全区域	有 ・ 無
自然環境保全法に基づく基礎調査の一環として実施した特定植物群落調査により選定した特定植物群落	有 ・ 無
文化財保護を図る必要のある場所	有 ・ 無
優良農地として保全を図る必要のある場所	有 ・ 無
水防法に規定する洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域	有 ・ 無

手続を要する関係法令等

関係法令等の名称	手続の状況
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設変更許可申請	平成30年8月6日許可
森林法第10条の2第1項の規定による林地開発変更許可申請	令和5年9月5日許可
君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に基づく対象事業場の構造等変更届出	平成28年12月26日受付
君津市法定外公共物の管理に関する条例に基づく法定外公共物使用許可(排水流出)	令和6年4月1日更新

(第3面)

汚染土壌処理施設の立地要件

搬入道路

国道	路線名 465号線 交通量 1,836台/日 幅員 7m
県道	路線名 主要地方道大多喜君津線 交通量 台/日 幅員 7m
市町村道	路線名 君津市道川谷南線、市原市道85号線 交通量 1,388台/日 幅員 5m
林道	路線名 戸面蔵玉線、大福山線、坂畑線 交通量 391台/日 幅員 5m
里道	幅員 m
私道	幅員 m 承諾：有 ・ 無
安全施設等の整備状況	ガードレール、交通案内標識設置済

水路等の管理者等の承諾

水利権者	—	承諾：有 ・ 無
耕作者の団体の名称	—	承諾：有 ・ 無
水路等の管理者	君津市	承諾：(有) ・ 無

土地所有者の承諾

自己所有	0筆
賃借権等	53筆
未買収・未契約	0筆
合計	53筆

隣接地の土地所有者等の承諾（埋立処理施設に限る。）

自己所有	0筆	
賃借権等	4筆	
未買収・未契約	0筆	
合計	4筆	
耕作者	—	承諾：有 ・ 無

(第4面)

汚染土壌処理施設の構造に関する共通基準

汚染土壌処理施設の種類	埋立処理施設（内陸埋立処理施設）
処理方法に応じた汚染土壌処理施設	内陸埋立処理施設
構造耐力上の安全性	(4/4 分冊) 設計計算書に示すとおり
腐食防止措置	—
飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する構造	
飛散等及び悪臭の発散を防止する構造	(1/4 分冊) 13 飛散及び地下浸透の防止のとおり
地下浸透を防止する構造	(1/4 分冊) 13 飛散及び地下浸透の防止のとおり
著しい騒音及び振動の発生防止	低騒音型の重機を使用する
排水処理設備等（排水を公共用水域に排出する場合）	
排水口における排水の水質を排水基準に適合させるために必要な処理設備	(2/4 分冊) 設計図 水処理設備工 157～166
排水の水質を測定するための設備	合流放流槽
排水処理設備等（排水を排除して下水道を使用する場合）	
排水口における排水の水質を排除基準に適合させるために必要な処理設備	—
排水の水質を測定するための設備	—
地下水モニタリング設備	モニタリング井戸 11 箇所、地下水集水ピット 1 箇所
囲い等	処分場区域外周に h=1.8m の立入防止柵設置
消火設備	管理棟、水処理施設に設置
搬入道路	林道戸面蔵玉線→林道大福山線からの搬入及び市原市道 85 号線からの搬入
洗車設備	タイヤ洗浄施設 1 基
駐車設備	30 台
管理事務所	1 棟

(第5面)

浄化等処理施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	—
大気有害物質測定設備	—
雨水等集排水設備	—
セメント製造施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	—
大気有害物質測定設備	—
雨水等集排水設備	—
埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の構造に関する個別基準	
地滑り防止工・沈下防止工	(4/4分冊) 設計計算書 p1-8
擁壁等	(4/4分冊) 設計計算書 p2-1～2-21
遮水層が敷設される地盤（基礎地盤）	(4/4分冊) 設計計算書 p3-23～3-27
遮水層の不織布等による被覆	(4/4分冊) 設計計算書 p3-3～3-22
地下水集排水設備	(4/4分冊) 設計計算書 p7-1～7-5
保有水等集排水設備	(4/4分冊) 設計計算書 p8-1～8-8
調整池	(4/4分冊) 設計計算書 p9-3～9-8
導水管等の防凍措置	該当無し
開渠	(4/4分冊) 設計計算書 p5-3
保安距離	2m以上
崩壊防止	
切土	1：0.3～1：1.0 法面防護工設置
盛土	1：1.8 法面緑化工施工
小段	1.5m
安定検討	(4/4分冊) 設計計算書に示すとおり
法面保護工	切土：フリーフレーム等、盛土：植生マット工
基準高の設定	最終処分場施設外周に基準高を設置
境界杭	林道管理境界杭、法定外道路境界杭、最終処分場境界杭
管理通路工	埋立法面の土堰堤天端を高さ10m毎に3mの管理通路とする
進入路	埋立地への進入路は3m以上
分別等処理施設の構造に関する個別基準	
大気有害物質処理設備	—
大気有害物質測定設備	—
雨水等集排水設備	—
自然由来等土壌利用施設の個別基準	
地下水汚染を防止する措置	—
土質改良適用可能性試験結果の妥当性	—

(第6面)

汚染土壌処理施設の維持管理に関する共通基準

飛散等、地下浸透及び悪臭発散を防止する措置

飛散等及び悪臭の発散を防止する構造	(1/4分冊) 13 飛散及び地下浸透の防止のとおり
地下浸透を防止する構造	(1/4分冊) 13 飛散及び地下浸透の防止のとおり

著しい騒音及び振動の発生防止措置	低騒音型の重機を使用する
------------------	--------------

緊急時の対応

緊急連絡体制等の整備	(1/4分冊) 16 災害防止計画のとおり
緊急対応マニュアル及び教育	(1/4分冊) 16 災害防止計画のとおり
緊急時の措置	(1/4分冊) 16 災害防止計画のとおり

汚染土壌の受入れ	第一種、第二種、第三種特定有害物質で、第二溶出基準以下のもの
----------	--------------------------------

関連法令及び条例の遵守	土壌汚染対策法、千葉県環境保全条例等
-------------	--------------------

処理方法の遵守

混合・混載された汚染土壌への対応	受入れない
汚染土壌処理施設の種類及び処理方法に特有の注意点	別綴 事業経営計画概要

処理の期限	埋立処理施設へ搬入された日から 60 日以内
-------	------------------------

汚染土壌の保管	施設内に仮置き
---------	---------

施設内移動	—
-------	---

地下浸透の禁止	二重の遮水シートによる遮水
---------	---------------

公共用水域への排出	浸出水を 3 箇所の浸出水処理施設で処理後放流
-----------	-------------------------

下水道の使用	—
--------	---

地下水の水質測定	監視項目により 1 回/年～1 回/月
----------	---------------------

2 次管理票の交付	—
-----------	---

2 次管理票の写しの送付	—
--------------	---

搬出届出者への通知	—
-----------	---

汚染土壌処理施設の表示	君津環境整備センター入口に設置
-------------	-----------------

点検及び機能検査	別綴 事業経営計画概要 p33
----------	-----------------

点検及び機能検査の記録の保管	別綴 事業経営計画概要 p34
----------------	-----------------

囲い等	処分場区域外周に h=1.8m の立入防止柵設置
-----	--------------------------

火災の発生の防止	(1/4分冊) 16 災害防止計画
----------	-------------------

搬入道路	別綴 事業経営計画概要 p35
------	-----------------

管理事務所	別綴 事業経営計画概要 p36
-------	-----------------

周辺地域への配慮	協定締結（建設及び運営、車両の通行）
----------	--------------------

維持管理状況の公表	君津環境センターでの閲覧、アックスホームページ
-----------	-------------------------

維持管理状況の公表の期間	随時
--------------	----

事業内容の公表	アックスホームページ
---------	------------

(第7面)

浄化等処理施設の維持管理に関する個別基準	
濃度の上限値を設定していない浄化等処理施設における確認	—
大気有害物質の排出	—
施設外への搬出の禁止	—
雨水等の流入の防止	—
セメント製造施設の維持管理に関する個別基準	
セメントの品質管理	—
大気有害物質の排出	—
雨水等の流入の防止	—
埋立処理施設（内陸埋立処理施設）の維持管理に関する個別基準	
擁壁等の点検	別綴 事業経営計画概要書 p39
遮水工の砂等による被覆	別綴 事業経営計画概要書 p41
遮水工の点検	別綴 事業経営計画概要書 p42
地下水の管理	別綴 事業経営計画概要書 p42
調整池の点検	別綴 事業経営計画概要書 p42
導水管等の管理	別綴 事業経営計画概要書 p45
開渠の維持管理	別綴 事業経営計画概要書 p45
残余の埋立容量の測定	別綴 事業経営計画概要書 p47
保有水等集排水設備の管理	別綴 事業経営計画概要書 p47
法面の管理	別綴 事業経営計画概要書 p58
基準高及び境界杭等の管理	別綴 事業経営計画概要書 p59
作業時間	別綴 事業経営計画概要書 p59
能力に沿った計画的埋立	別綴 事業経営計画概要書 p59
分別等処理施設の維持管理に関する個別基準	
第二溶出量基準に適合しない汚染土壌の混合の禁止	—
大気有害物質の量の測定	—
施設外への搬出の禁止	—
雨水等の流入の防止	—
自然由来等土壌利用施設の個別基準	
地下水汚染を防止する措置	—
土地改良を行った土壌の土壌溶出量が改良を行う前の土壌溶出量を超えないこと	—

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

事業経営計画概要書

目 次

1. 事業の名称及び種類	1
1-1 対象事業の名称	1
1-2 施設設置位置	1
1-3 事業所名	1
1-4 事業所の所在地	1
1-5 事業の種類	1
1-6 許認可等	1
2. 事業の目的	
3. 事業の内容	4
3-1 埋立対象廃棄物	4
3-2 対象汚染土壌	4
3-3 埋立容量及び埋立年数	4
3-4 事業計画概要	7
3-5 土地利用計画	9
3-6 搬入車両台数及び走行ルート	14
3-7 施設の稼働時間及び休止日	16
3-8 事業を行うための組織及び従業員数	17
3-9 施設の維持管理の体制	18
3-10 施設の維持管理の計画	19

1. 事業の名称及び種類

1-1 対象事業の名称

君津環境整備センター第Ⅲ期埋立事業
(以下、「第Ⅲ期埋立事業」という)

1-2 施設設置位置

千葉県君津市怒田字花立及び字広野並びに坂畑字花立の各一部
(図1-1 対象事業実施区域位置図参照)

1-3 事業所名

会社名 新井総合施設株式会社
代表者 新井 隆太

1-4 事業所の所在地

千葉県君津市怒田字花立643-1

1-5 事業の種類

汚染土壌処理施設埋立処理施設の処理能力の変更

1-6 許認可等

(1) 汚染土壌処理業

令和2年11月30日：汚染土壌処理業許可(第0120010002号)

(2) 産業廃棄物処分業

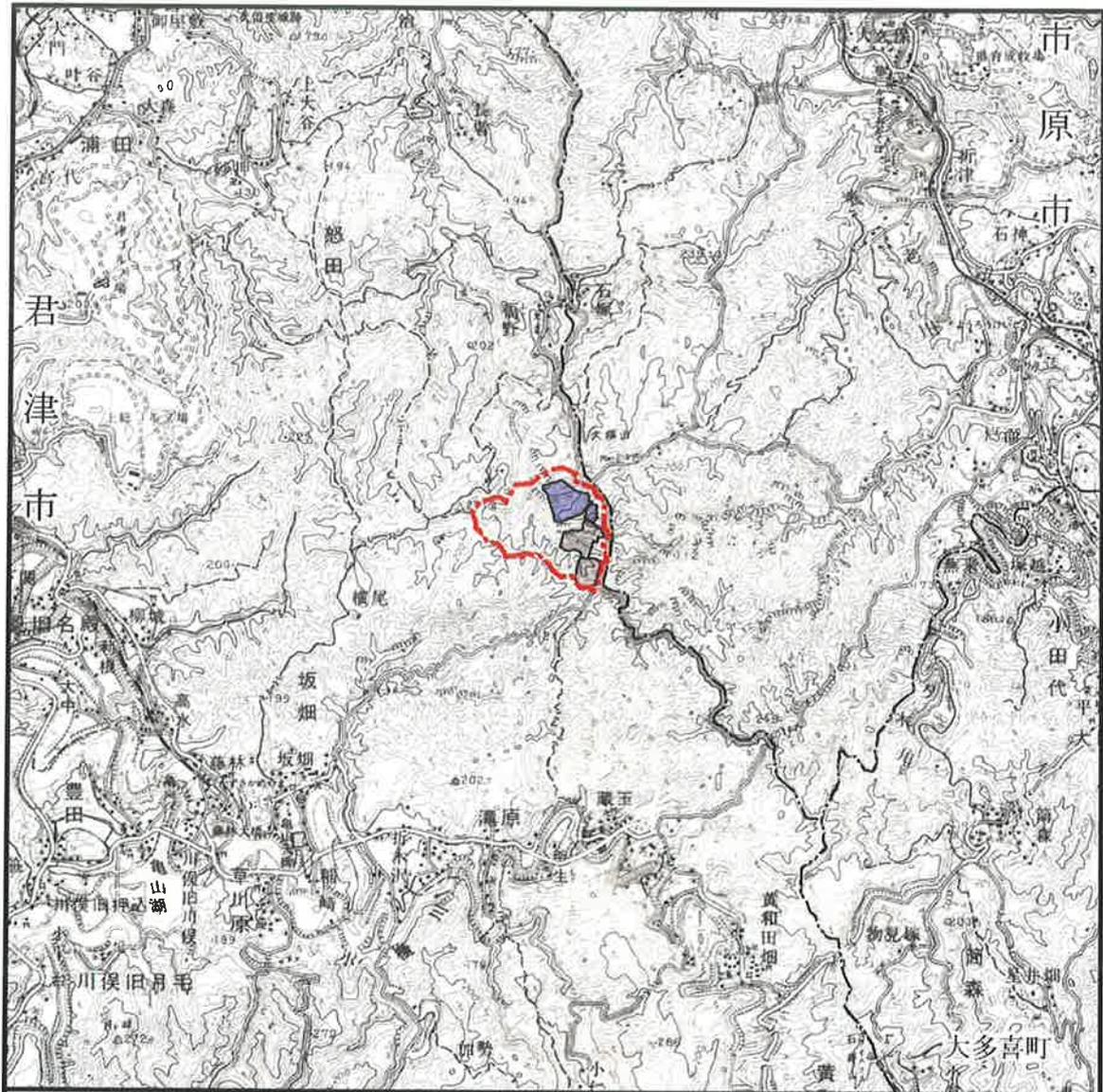
令和6年3月26日：産業廃棄物処分業変更許可(第01230110159号)

(3) 産業廃棄物処理施設設置

平成30年8月6日：産業廃棄物処理施設設置変更許可(30-ハ-変-1)

(4) 林地開発

令和5年9月5日：林地開発変更許可(千葉県森指令第1315号)



凡 例

対象事業実施区域



1 : 50,000

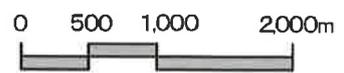


図1-1 対象事業実施区域位置図

2. 事業の目的

新井総合施設株式会社は、平成13年3月に産業廃棄物処理施設設置許可、林地開発許可を取得し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って公害の発生しない安全な最新技術を駆使した管理型最終処分場を建設した。平成16年3月に施設は完成し、君津環境整備センター第Ⅰ期埋立地として同年4月より管理型最終処分場として運営している。また、第Ⅰ期埋立地は、平成22年11月30日に汚染土壌処理業許可を取得し汚染土壌の受入れも行った。

その後、事業の継続のため、第Ⅱ期埋立地の建設を経て、平成23年3月に発生した東日本大震災により、千葉県内においても大量に発生したがれき類等の最終処分地が不足した経緯や、恒常的に最終処分場が不足している中で、整備中の埋立地の容量だけでは将来的に安定した最終処分場の確保が困難な状況に陥ることが予想されたことから、さらなる処分場である第Ⅲ期埋立地の建設を計画、整備し、地域への貢献を一層充実させた。

なお、第Ⅲ期埋立地計画の際、対象事業実施区域周辺は、自然環境豊かな地域であり、御腹川流入先の小櫃川には水道水源があること、また、近年は記録的な豪雨が増えてきていることなどから、自然環境、水環境の保全に配慮しながら事業を進めるため、千葉県環境影響評価条例の手続きを実施し、平成30年8月に産業廃棄物処理施設設置変更許可、林地開発変更許可を取得し、同年建設工事に着手した。第Ⅲ期埋立地は規模が大きいことから、令和3年1月より第Ⅲ－1埋立地の埋立を開始、令和4年12月より第Ⅲ－2－1埋立地の埋立を開始し、現在第Ⅲ－2－2埋立地の整備中である。

整備中の第Ⅲ－2工区においては、経理的基礎を安定させるため中間覆土材として汚染土壌を使用する。

また、第Ⅰ期埋立地は、保有水の一部が流出したことにより、平成24年2月6日に交付された廃棄物処理法及び汚染土壌対策法に基づく改善勧告により、廃棄物及び汚染土壌について現在まで搬入停止中である。その後、平成24年3月30日に交付された廃棄物処理法及び汚染土壌対策法に基づく改善勧告に対し、保有水の流出経路の遮断、保有水の水位低下等の対策を実施してきた。さらに、第Ⅰ期埋立地をより健全なものとするために、一部の廃棄物及び中間覆土材として使用した汚染土壌を掘削しながら保有水の水位の低下及び滞水エリアの解消方法を模索するため令和5年12月に提出した「Ⅰ期埋立地改善工事計画」に基づき廃棄物の掘削中であり、今後、掘削した汚染土壌について第Ⅲ－2工区にて処理することから、第Ⅰ期埋立地の改善を円滑に進めるためにも、汚染土壌処理業の許可が必要不可欠である。

3. 事業の内容

3-1 埋立対象廃棄物

埋立対象物は下記のとおりであり、既存施設と同様である。

①燃え殻、②ばいじん、③汚泥、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩動植物性残渣、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫鉱さい、⑬がれき類、⑭13号廃棄物(施行令第2条第1項)

注) 13号廃棄物：汚泥等のコンクリート固化物など、産業廃棄物を処分するために処理したもの

県域から排出される廃棄物の最終処分を優先するものとし、県域以外の地域から排出される廃棄物の取り扱いを抑制するよう努める。

放射性物質に係る廃棄物の取り扱いについては、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、8,000Bq/kg以下の事故由来の放射性物質に汚染された廃棄物を既存の埋立地において受け入れており、Ⅲ期埋立事業においても同様に受入、埋立を行う計画である。

3-2 対象汚染土壌

第二溶出基準内の汚染土壌を中間覆土材として利用する。

対象となる汚染土壌は、外部から搬入されるもの及び第1期埋立地の改善に伴い発生する汚染土壌とする。

3-3 埋立容量及び埋立年数

増設による埋立容量及び埋立年数は表1のとおりであり、全体での埋立計画期間は約40年を計画している。廃止までの事業・工程計画は表2に示すとおりである。

表1 埋立容量及び埋立年数

項目	全 体	既 設	増 設
埋立容量 (万 m ³)	421	200	221
埋立年数 (年)	41	16	24

注) 増設埋立地の容量は、第Ⅲ-1埋立地(1.0ha、10万m³)と第Ⅲ-2埋立地(7.3ha、第Ⅲ-2-1工区; 19万m³、第Ⅲ-2-2工区 192万m³、計 211万m³)の合計で表示している。

埋立年数は、既設と増設の併用期間がある。

増設分の埋立年数は、第Ⅲ-1埋立地の埋立開始から第Ⅲ-2-2工区埋立終了予定までとする。

3-4 事業計画概要

本事業計画の概要は表3に示すとおりであり、埋立面積は、既設の8.8ha（容量200万 m^3 ）に加えて8.3ha（容量221万 m^3 ）の埋立面積を増設したものである。

第Ⅲ期埋立事業は第Ⅲ-1埋立地、第Ⅲ-2埋立地を並行して整備する。先に整備を終えた第Ⅲ-1埋立地は令和3年1月に供用を開始し、追って第Ⅲ-2埋立地の埋立を開始し、追って第Ⅲ-2埋立地は、整備する面積が広大であるので、工事の安全、遮水工の品質維持等を勘案し、貯留堰堤の高さまでを第Ⅲ-2-1工区として埋立が可能ないように完成させ、同時に増設浸出水処理施設を完成させて令和4年12月に供用を開始した。引き続き貯留堰堤頂部以上の高さの部分を第Ⅲ-2-2工区として完成させ令和6年6月に供用を開始する予定である。

第Ⅲ期埋立事業のうち第Ⅲ-2工区においては、中間覆土材に汚染土壌を使用する計画である。中間覆土材として外部から汚染土壌を受け入れるとともに、I期埋立地改善工事計画に基づく工事で発生する汚染土壌も処理し、改善工事の円滑な実施に資する計画とする。

表3-1 事業計画概要

事業目的	管理型最終処分場の増設	受入廃棄物	千葉県内及び首都圏等で発生する廃棄物		
事業実施場所	君津市怒田字花立及び字広野並びに坂畑字花立の各一部	用途目的地目	無指定 山林		
施設の概要					
項目		全体	既設	増設	備考
①事業区域面積		60.7ha	20.5ha	40.2ha	
②埋立地面積		17.1ha	8.8ha	8.3ha*	既設2施設 (第Ⅰ、第Ⅱ埋立地) 増設1施設 (第Ⅲ-1、第Ⅲ-2埋立地)
③埋立容量		421万 m^3	200万 m^3	221万 m^3 *	
④管理施設 (既設)	管理棟	1棟	1棟	—	
	トラックスケール	1基	1基	—	
	洗車場	1基	1基	—	
⑤浸出水処理施設		3施設	2施設	1施設	
⑥浸出水調整槽		3槽	2槽	1槽	
⑦道路	管理用道路	2,829m	939m	1,890m	
⑧防災調整池		4施設	1施設	3施設	

※第Ⅲ-1埋立地（1.0ha、10万 m^3 ）と第Ⅲ-2埋立地（7.3ha、第Ⅲ-2-1工区；19万 m^3 、第Ⅲ-2-2工区192万 m^3 、計211万 m^3 ）の合計で表示している。

表 3-2 第Ⅲ期事業計画概要

種別	処分場面積 (m ²)	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)
第Ⅰ埋立地	525,400	53,000	2,002,260
第Ⅱ埋立地		34,840	
第Ⅲ-1埋立地		10,100	98,110
第Ⅲ-2埋立地		73,300	2,109,270
合計		171,240	4,209,640

3-5 土地利用計画

本事業計画の土地利用計画は表4-1、4-2及び図2-1、2-2に示すとおりである。

表4-1 土地利用計画表（埋立前）

名 称		既存施設		増設後		増減 (㎡)
		面積 (㎡)	比率 (%)	面積 (㎡)	比率 (%)	
処分場	埋立地	87,800	43	171,110	28	+83,310
	管理施設(管理棟等)	3,900	2	3,760	1	-140
	浸出水処理施設 (調整槽、水処理棟)	7,300	4	12,560	2	+5,260
	防災調整池	5,400	3	12,050	2	+6,650
	管理用道路・擁壁等	10,700	5	30,330	5	+19,630
小 計		115,100	56	229,810	38	+114,710
覆土置場		29,600	14	91,270	15	+61,670
緑地	造成森林	8,900	5	34,110	6	+25,210
	造成緑地	6,100	2	32,340	5	+26,240
小 計		15,000	7	66,450	11	+51,450
開発区域		159,700	78	387,530	64	+227,830
残置森林		44,800	22	219,410	36	+174,610
事業区域		204,500	100	606,940	100	+402,440

注) 開発区域の面積は「事業区域」－「残置森林」の面積

表4-2 土地利用計画表（埋立後）

名 称		既存施設		増設後		増減 (㎡)
		面積 (㎡)	比率 (%)	面積 (㎡)	比率 (%)	
処分場	管理施設(管理棟等)	3,900	2	3,760	1	-140
	浸出水処理施設 (調整槽、水処理棟)	7,300	4	12,560	2	+5,260
	防災調整池	5,400	3	12,050	2	+6,650
	管理用道路・擁壁等	15,800	8	46,020	7	+30,220
小 計		32,400	16	74,390	12	+41,990
緑地	造成森林	121,200	59	280,640	46	+159,440
	造成緑地	6,100	2	32,500	5	+26,400
小 計		127,300	62	313,140	51	+185,840
開発区域		159,700	78	387,530	64	+227,830
残置森林		44,800	22	219,410	36	+174,610
事業区域		204,500	100	606,940	100	+402,440

注) 開発区域の面積は「事業区域」－「残置森林」の面積

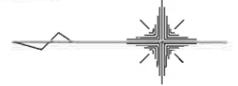
※第I埋立地(既設)は改善を行っている平成28年時点の状態で計画

土地利用計画平面図(埋立前)

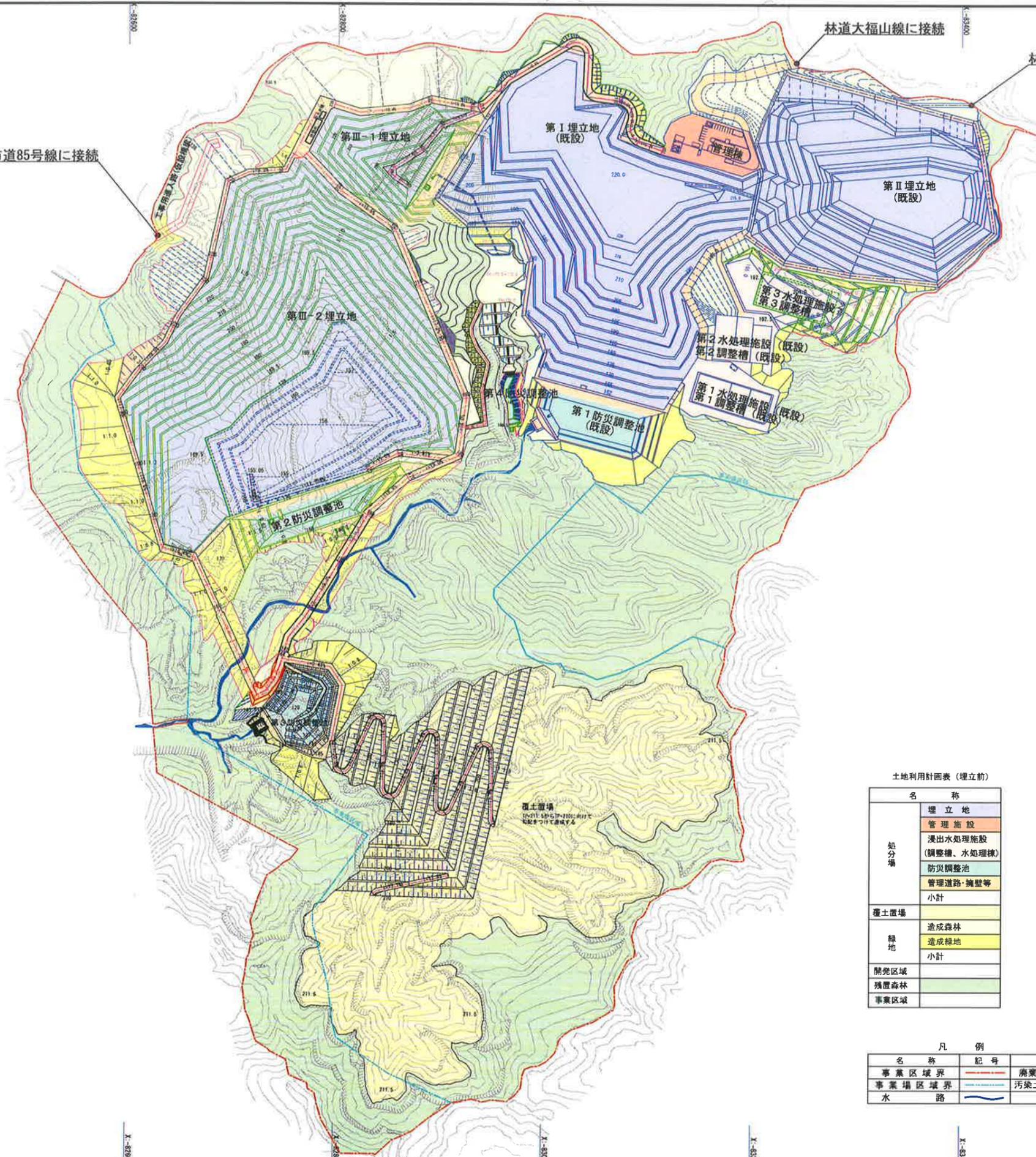
市原市道85号線に接続

林道大福山線に接続

林道坂畑線に接続



A-1 S=1:2,000
A-3 S=1:4,000

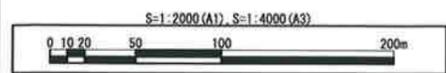


土地利用計画表(埋立前)

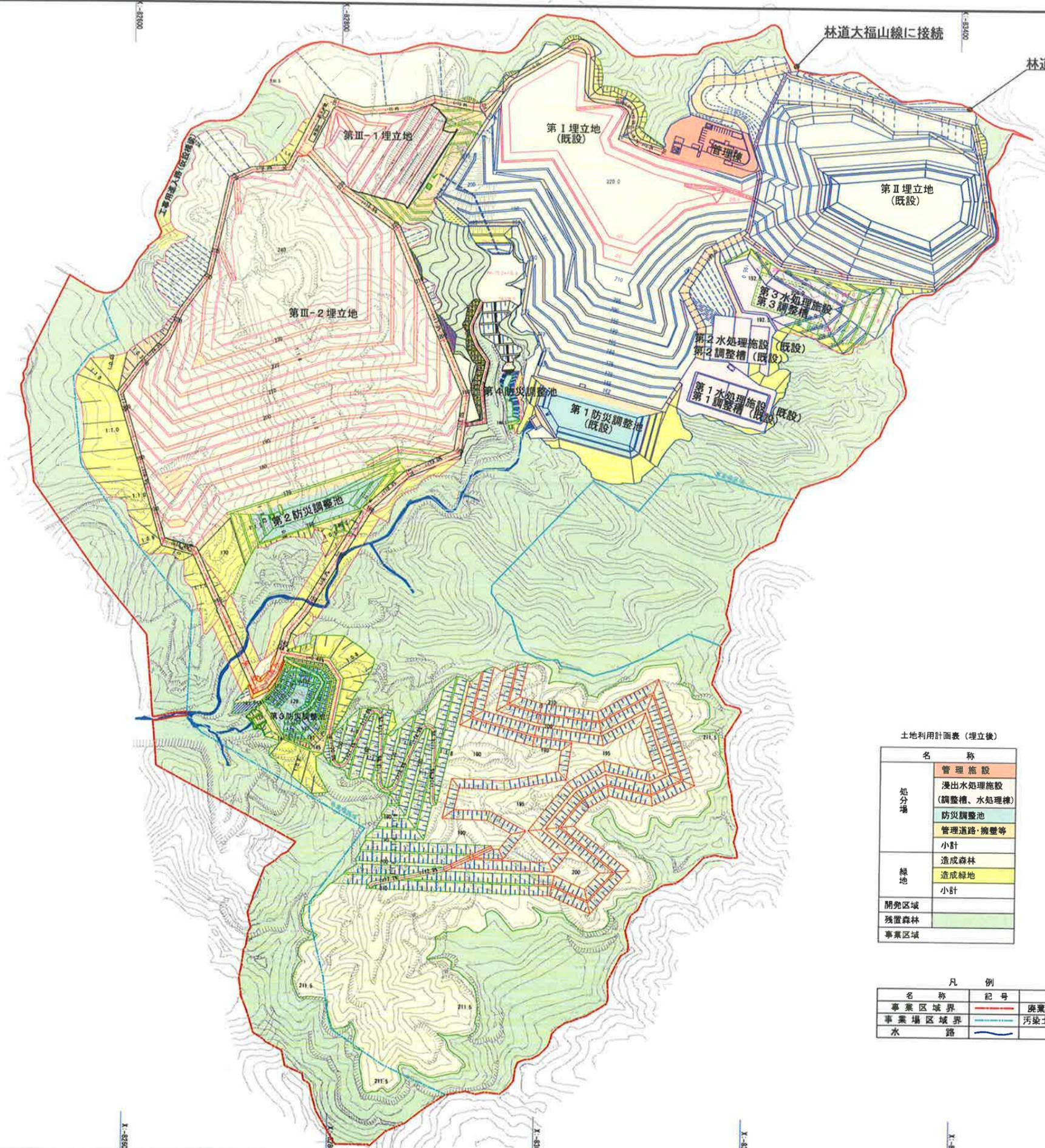
名称	
処分場	埋立地
	管理施設
	浸出水処理施設 (調整槽、水処理棟)
	防災調整池
	管理道路・擁壁等
小計	
覆土置場	造成森林
緑地	造成緑地
	小計
開発区域	残置森林
事業区域	

凡例

名称	記号	備考
事業区域界	—	廃棄物処理施設
事業場区域界	—	汚染土壌処理施設
水路	—	



土地利用計画平面図(埋立後)



林道坂畑線に接続

林道大福山線に接続



A-1 S=1:2,000
A-3 S=1:4,000

Y:26200

Y:26000

Y:25800

Y:25600

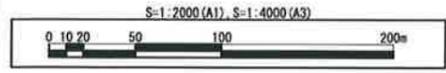
Y:25400

Y:26200

Y:26000

Y:25800

Y:25600



土地利用計画表(埋立後)

名称	
区分場	管理施設
	漫出水処理施設 (調整槽、水処理棟)
	防災調整池
	管理道路・擁壁等
	小計
緑地	造成森林
	造成緑地
	小計
開発区域	
事業区域	残置森林

凡例

名称	記号	備考
事業区域界	——	廃棄物処理施設
事業場区域界	——	汚染土壌処理施設
水	——	
路	——	

3-6 廃棄物及び汚染土壌の搬入車両台数及び走行ルート

本事業における搬入車両の運行経路は以下の通りで、その経路を図1-7に示す。

- ・国道465号線を経て、蔵玉地区より林道戸面蔵玉線、林道大福山線を通行し処分場に至る運行経路。(往路、復路) (①、②の経路)
- ・県道32号線より市原市道85号線、君津市道福野川谷(南)線を通行し処分場に至る運行経路。(往路、復路) (④、⑤の経路)
- (市原市道85号線、君津市道福野川谷(南)線については、道路管理者からの道路使用許可に基づき登録を行なった車両のみ運行する)
- ・林道大福山線より林道坂畑線を通行し国道465号線に至る運行経路。(復路のみ) (②、③の経路)

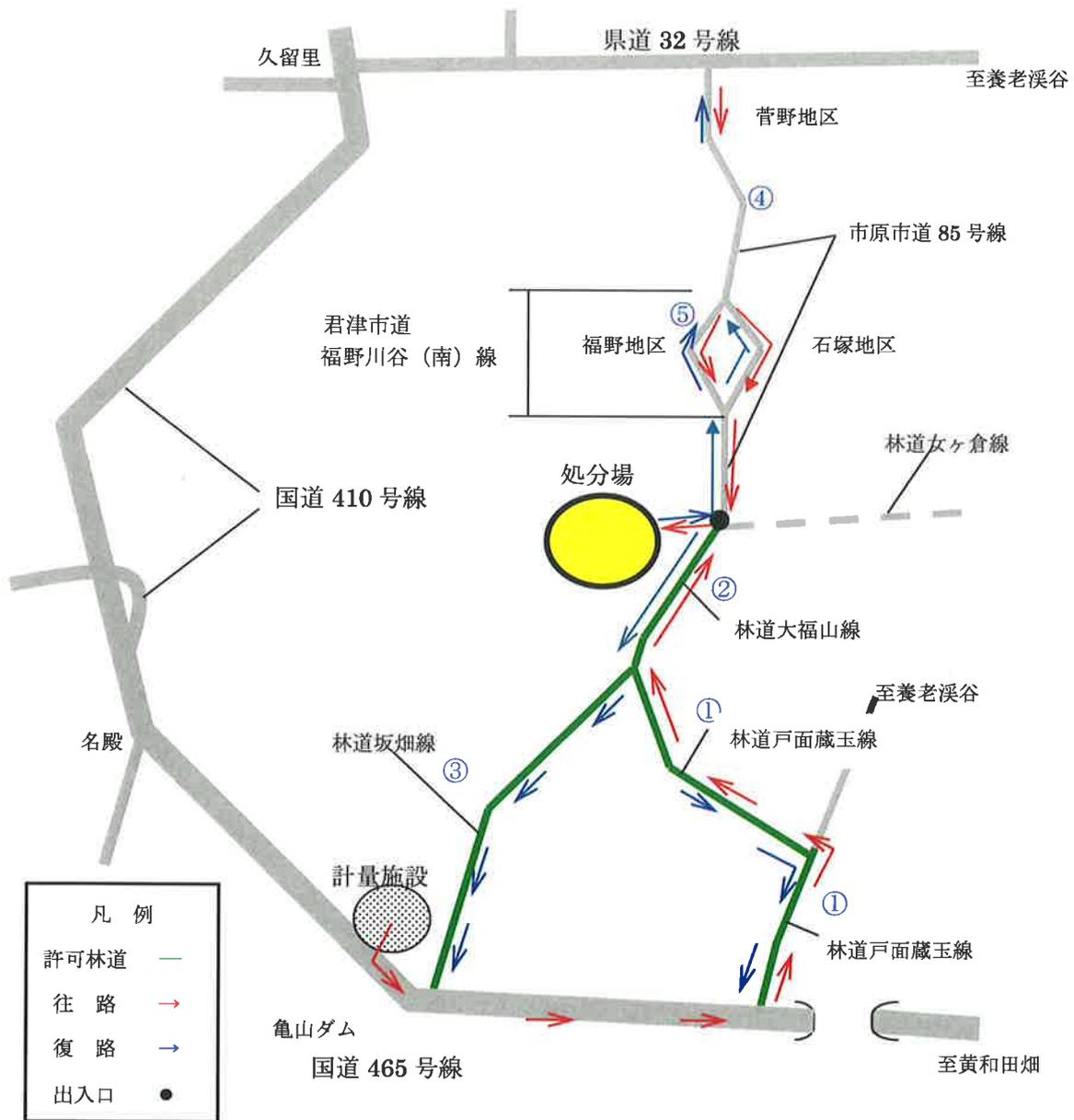


図1-7 搬入車両運行経路

各運行経路別の通行条件は下記のとおりである。

① 林道戸面蔵玉・大福山線

- ・通行車両 : 総重量 20t 以下
- ・一日の最大通行台数 : 片道 50 台、往復 100 台
- ・走行速度 : 20 k m / h 以下
- ・通行時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・その他 : 誘導員配置

② 林道大福山線(780m)

- ・通行車両 : 総重量 20 t 以下
- ・一日の最大通行台数 : 片道 50 台、往復 100 台
- ・走行速度 : 20 k m / h 以下
- ・通行時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・その他 : 誘導員配置

③ 林道坂畑線

- ・通行車両 : 総重量 14 t 以下
- ・一日の最大通行台数 : 片道 50 台
- ・走行速度 : 20 k m / h 以下
- ・通行時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・その他 : 誘導員配置

④ 市原市道 85 号線

- ・通行車両 : 総重量 30 t 以下 (道路管理者に登録した車両)
- ・一日の最大通行台数 : 片道 50 台、往復 100 台
- ・走行速度 : 20 k m / h 程度
- ・通行時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・その他 : 誘導員配置

⑤ 君津市道福野川谷 (南) 線

- ・通行車両 : 総重量 20 t 以下 (道路管理者に登録した車両)
- ・一日の最大通行台数 : 片道 25 台、往復 50 台
- ・走行速度 : 20 k m / h 程度
- ・通行時間 : 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
- ・その他 : 誘導員配置

搬入車両運行経路(使用道路)の林道や市道は幅員が狭く、大型車両のすれ違いができない場所があることから、林道戸面蔵玉線、大福山線、市原市道 85 号線、林道坂畑線には待避所が設けられている。搬入車両の通行にあたっては、林道入口、中間点、処分場入口に誘導員を配置し、適切な交通整理を行う。使用する道路は、定期的に点検を行ない維持管理に努める。また、必要に応じ使用道路の管理者と協議し、適宜補修を行う。

3-7 施設の稼働時間及び休止日

施設を稼働させる時間を表5の営業形態表に示す。

表5 営業形態表

施設・営業時間	月	火	水	木	金	土	日・祝日
君津環境整備センター 8:00～17:30	○	○	○	○	○	○	休
計量所(坂畑)開門閉門 8:00～18:00	○	○	○	○	○	○	休
林道通行許可時間 8:30～17:30	○	○	○	○	○	○	日・祝日は 通行不可

※君津環境整備センターの施設・営業時間

作業時間：許可条件による（原則として午前8時00分～午後5時30分までとする。）。ただし、事故・災害が発生した場合はこの限りではない。

※計量所（坂畑）の施設・営業時間

- ・開門は、搬入車両が林道通行前に計量所へ行き、無線機・許可プレートの貸与、計量の時間を30分考慮した。
- ・閉門は、搬入車両が林道通行後に計量所へ行き、無線機・許可プレートの返却の時間を30分考慮した。

※夜間・休日はセキュリティーシステムによる監視（業務委託）

- ・原則として日祝祭日における作業は行わない。・年始休業日 1月1、2、3日

3-8 事業を行うための組織及び従業員数

事業を行うための運営管理組織は、図3に示すとおりである。

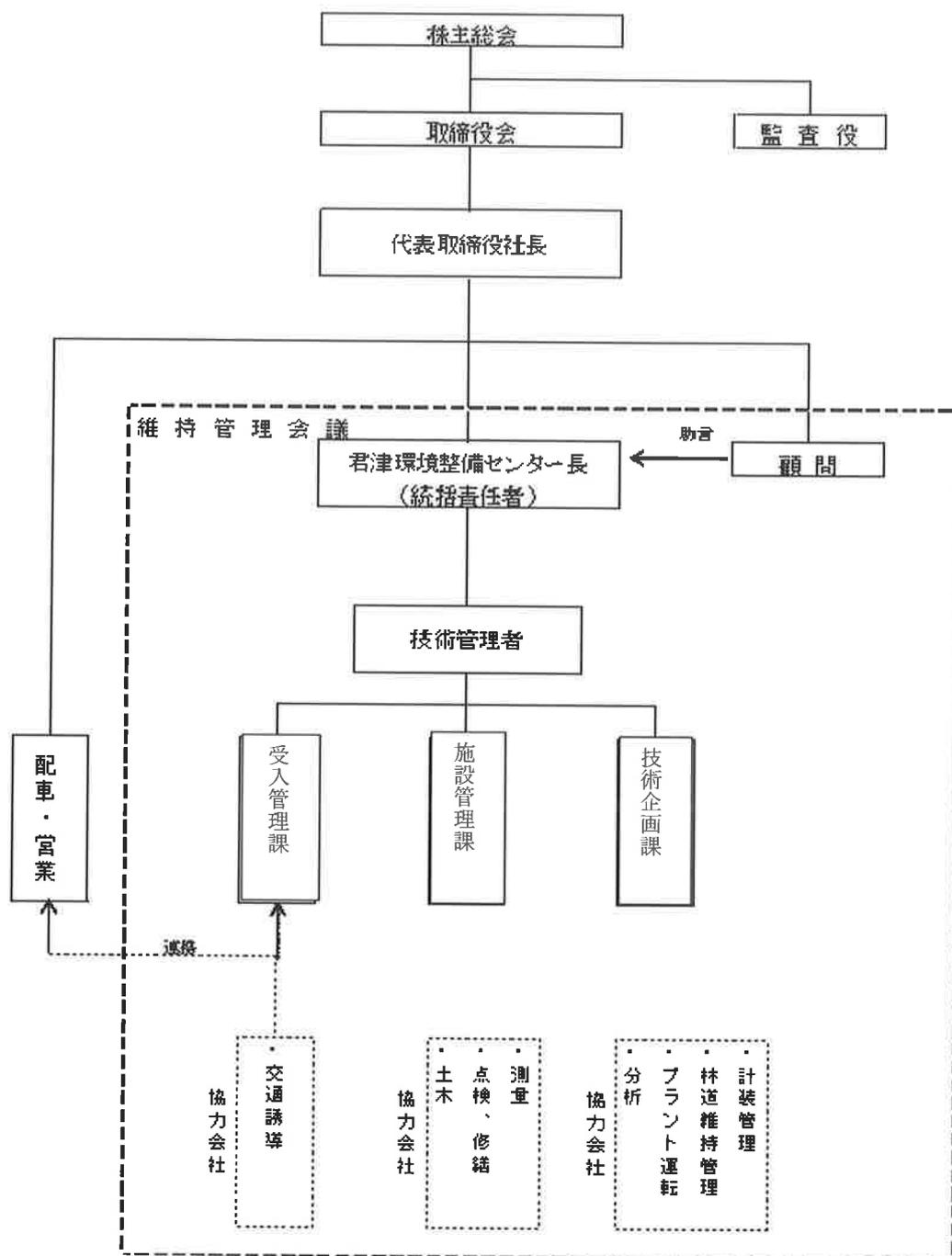


図3 運営管理組織図

当該事業に従事する従業員数

22名

3-9 施設の維持管理の体制

施設の維持管理の体制は、図4に示すとおりである。

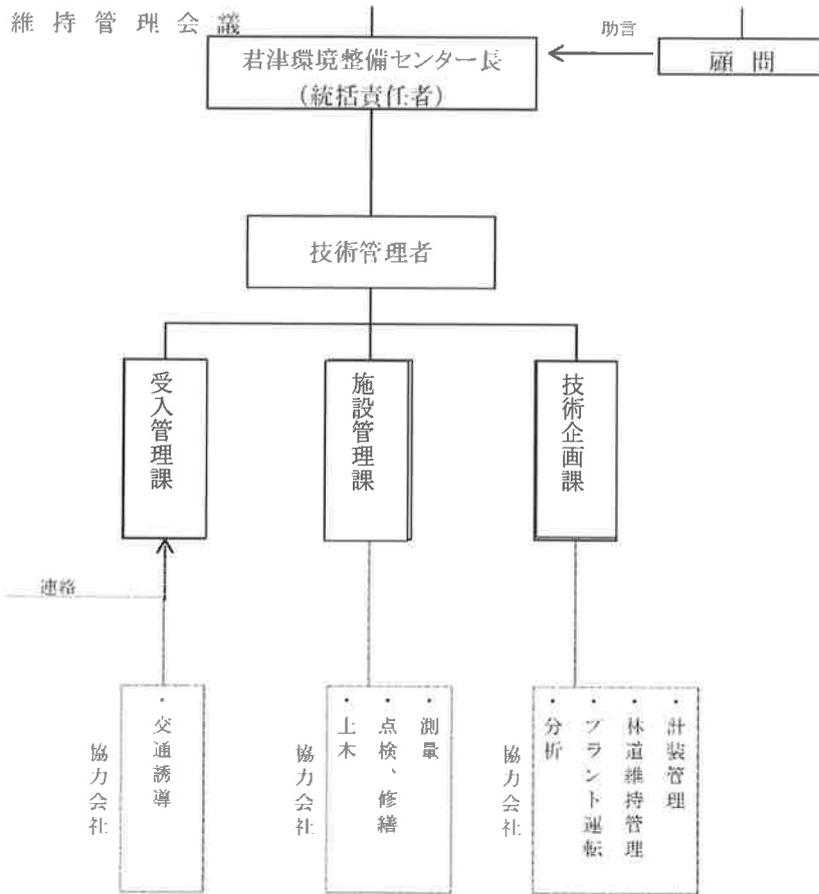


図 - 4 維持管理体制

3-10 施設の維持管理の計画

別紙